

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会について

1. 委員会の所掌事務について

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会では宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例2条に基づき

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

が委員会の所掌事務となっています。

2. 委員の任期について

条例第4条では「委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。」となっていますが、新たな計画が令和3年度からの計画となりますので、今回の委員の皆様には令和2年度も引き続き委員への委嘱につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 会議の公開について

条例第6条第4項に基づき、原則、会議は公開とします。

ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不相当であると決したときは、公開しないことができます。

4. 会議録の公表について

(1) 会議録は市ホームページで公表します。また、会議の様子をホームページ等で掲載する場合がありますので、写真の公開について都合の悪い方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。

(2) 会議録において発言者の表記は、委員長、副委員長、委員、事務局とします。ただし、委員長、副委員長が委員として発言された場合は、委員として表記します。

(3) 会議録は、要点をまとめた表記とします。

(4) 委員に、事前に会議録を確認いただいた後、公表します。

【会議録公表までの日程】

○会議録作成後、委員に確認いただきます。(※確認期限までに、ご意見などご連絡がない場合は、ご了承いただいたと判断させていただきます。) 確認後、速やかにホームページ等で公表します。

5. 小委員会について

条例第7条に基づき、小委員会を設置します。

小委員会では、人材確保・定住促進基金事業の評価、総合計画・総合戦略の事業評価、行政改革などへの意見等を行っていただきます。(※通常の委員会とは別で開催させていただきます。)

6. 委員会スケジュールについて

宍粟市総合計画及び
地域創生戦略委員会スケジュール(案)

| | | 総合計画 及び地域 創生戦略 委員会 | 内容等 | (小委員会) 人材確保・定 住促進基金事 業の評価・行 政評価 |
|-------------------|-----|-----------------------------|---|---|
| 令和 元 年 度 | 10月 | ① | 委嘱、諮問、委員長・副委員長の選出、総合計画・総合戦略の説明・前期計画の検証・アンケート結果・ワークショップ内容・後期計画骨子案の説明 | |
| | 11月 | | | |
| | 12月 | ② | 【骨子案】【基本構想】【市民参画・男女共同（第3章）】 【行革大綱（第4章）】 | ○ |
| | 1月 | ③ | 【林業の振興】【農業の振興】【商工業の振興】 | |
| | 2月 | ④ | 【観光の振興】【森林・田園・街並景観の保全】 【資源循環型社会の構築】 | |
| | 3月 | ⑤ | 【地域福祉の充実】【高齢者福祉の充実】 【障がい福祉の充実】【社会保障の充実】 | |
| 令和 2 年 度 | 4月 | ⑥ | 【防災体制の充実】【消防・救急体制の充実】 【防犯・交通安全の推進】【消費者行政の推進】 【道路網・上下水道の整備・維持】 【住環境整備、土地利用の推進】 | ○ |
| | 5月 | ⑦ | 【子育て支援の充実】【移住・定住促進の充実】 【生活圏の拠点づくりの推進】【地域医療の充実】 | |
| | | | タウンミーティング（予定） | |
| | 6月 | ⑧ | 【学校教育の充実】【青少年健全育成の推進】 【就学前教育の充実】【生涯学習の推進】 【文化・芸術活動の推進】【スポーツ活動の推進】 【健康づくりの推進】【人権教育・啓発の推進】 | ○ |
| | | | タウンミーティング（予定） | |
| | 7月 | ⑨ | 全体の整理・フィードバック | ○ |
| | 8月 | ⑩ | 計画原案の確認（全体・指標）・答申（後日） | |
| | 9月 | | パブリックコメントの実施 | |
| | 10月 | ⑪ | パブリック・コメントを踏まえた内容の確認 | ○ |
| | 11月 | | | |
| 12月 | | 議案上程 | | |

7. 策定体制について

計画策定の体制

(1) 宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例に基づき市長の諮問機関として、公募による市民、各種団体等に属する者、公共的団体等の代表者、学識経験者等で組織し、総合計画及び地域創生総合戦略について意見を述べる（審議、答申を行う）。

(2) 議会

議決機関として、基本計画の議決を行う。市は、議会から様々な観点での意見・提案を受けするため、策定段階から、常任委員会等において十分な情報提供を行う。

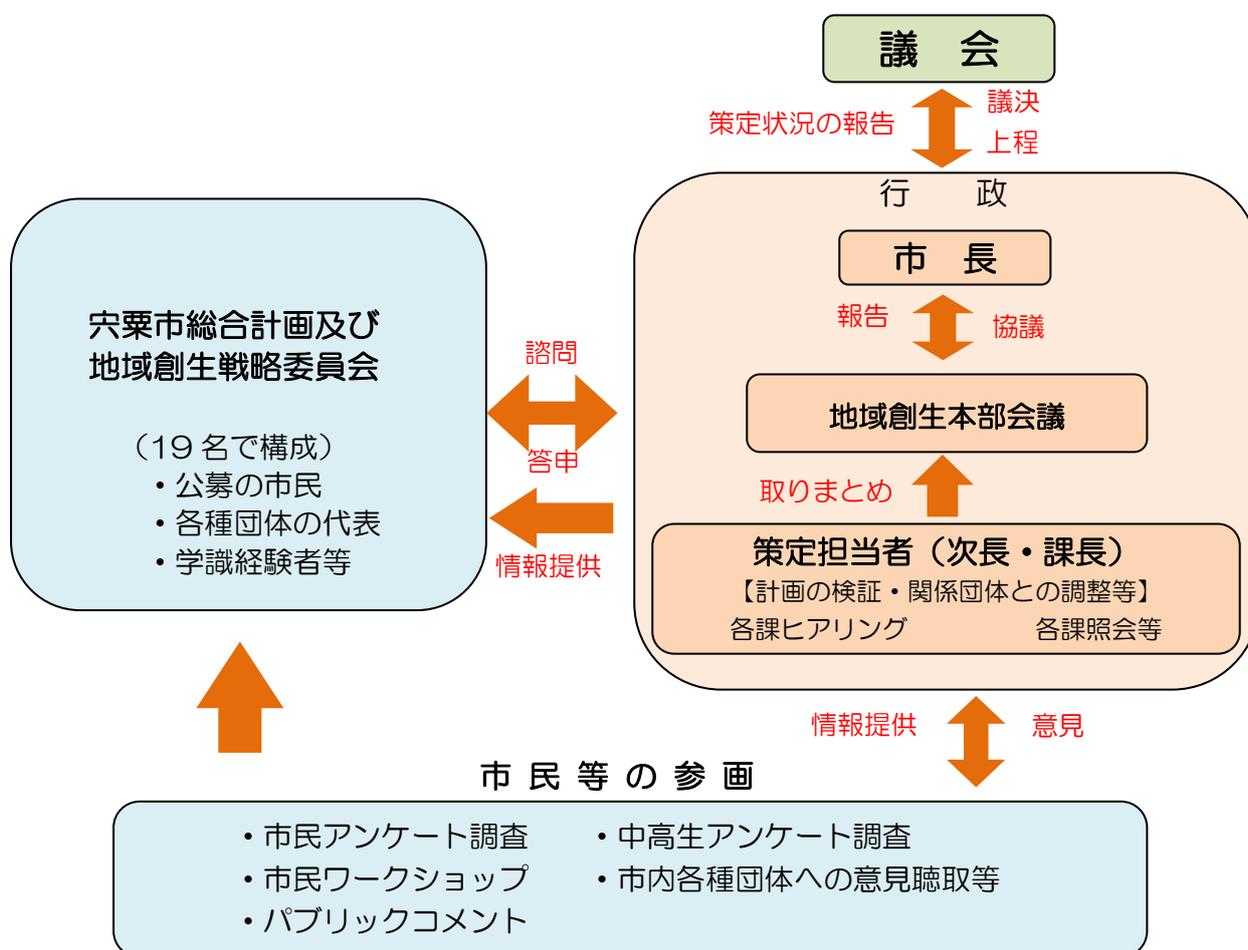
(3) 地域創生本部会議（局長・部長等会議）

市長、副市長、教育長及び部長相当職で組織し、市の意思決定機関として庁内における計画案の審議、検討を行う。

(4) 策定担当者（次長及び課長）

現在の計画の検証、分野別の関係団体との各種調整及び新たな計画の起案等を行い部局及び担当の取りまとめ等を行う。

【計画策定の体制図】



8. 委員会の進め方について

第2回目以降の委員会については、事務局からの施策分野等ごとの計画（案）を提出させていただき、内容について事務局や担当課より説明させていただいた後に、委員のみなさまにて協議（質問、意見、感想等）いただきます。

また、前回の内容について結果の確認（フィードバック）を行う予定としています。

【参考資料】

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例

(設置)

第1条 宍粟市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく宍粟市地域創生総合戦略（以下「総合計画及び戦略」という。）の策定に関し総合的かつ専門的な審議及び計画的な推進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適當であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第7条 委員会にその所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整担当課及び地域創生担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。